

○岩手県警察官の服制および服装に関する訓令の全部改正について

平成 7 年 3 月 30 日

岩警発第 305 号

警 察 本 部 長

通達の概要

この訓令改正は、警察法施行令(昭和 29 年政令第 151 号)、警察官の服制及び服装に関する規則(昭和 31 年国家公安委員会規則第 4 号)及び交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制(平成 2 年警察庁告示第 1 号)の一部改正並びに警察官の服制に関する細則(平成 6 年警察庁訓令第 1 号)の制定により、警察官服制が大幅に変更されたことに伴い、旧訓令を前面改正し、新たに岩手県警察官の被服等の制式並びに着用及び着装基準を定めたもの。